

平成25年知立市議会12月定例会建設水道委員会

1. 招集年月日 平成25年12月13日（金） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

明石 博門	田中 新	池田 滋彦	稲垣 達雄
高木千恵子	佐藤 修	久田 義章	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
建設部長	塚本 昭夫	土木課長	稲垣 衛
建築課長	塩谷 興信	都市整備部長	神谷 幹樹
都市整備部次長	伊藤 俊司	都市計画課長	柘植 茂博
まちづくり課長	野々山 浩	都市開発課長	加藤 達
上下水道部長	鈴木 克人	水道課長	國分 政道
下水道課長	太田 知見		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	議事課長	島津 博史
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第61号	知立市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第62号	知立市下水道条例の一部を改正する条例	〃
議案第63号	知立市水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例	〃
議案第64号	知立市水道事業給水条例の一部を改正する条例	〃
議案第65号	平成25年度知立市一般会計補正予算（第5号）	〃
議案第67号	平成25年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第71号	平成25年度知立市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
陳情第46号	都市再生機構は継続家賃値上げを中止し、居住者の居住の安定第一の公共住宅政策の確立を求める意見書提出を求める陳情書	採択

午前9時59分開会

○稲垣委員長

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は8件、すなわち議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第67号、議案第71号、陳情第46号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第46号につきましては、趣旨説明の希望があります。

まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案の審査が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、提案者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は5分といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは、知立団地自治会より提出されました、陳情第46号提出者の高笠原晴美さん、説明席にお座りください。

高笠原さん、陳情第46号の趣旨説明をお願いいたします。

○高笠原晴美氏

皆様、おはようございます。

知立団地自治会が提出しました、都市再生機構は継続家賃値上げを中止し、居住者の居住の安定第一の公共住宅政策の確立を求める意見書提出を求める陳情書に対する意見陳述をさせていただきます。

今、私たち公団住宅居住者は、暮らしと住まいを脅かす二つの危険が差し迫っています。

一つは、機構は、来年4月の継続家賃値上げ実

施を表明、二つ目は、公団住宅民営化の新たな方針が機構改革の名において年内にも閣議決定されようとしている、極めて緊迫した情勢にあります。

一つ目の機構が上げる理由は、3年ごと改定の年に当たることと、市場家賃にすれば、1年で6億円縮めることができるから、3年で18億円になるという二つであります。

機構の空き家は、現在8万2,700戸以上にふえています。それは、家賃が市場家賃より高いからです。また、募集家賃の平均は7万2,800円ですから、年間700億円余の減収を放置しています。にもかかわらず、前年度は実質上、920億円の純利益を上げ、これは家賃収入の16.7%に当たり、再開発部門などの赤字の穴埋めに回しています。3年間で市場家賃の開き18億円を言うのであれば、機構は、高家賃を引き下げ、空き家を解消すべきであります。

このトリックは、住宅の古さなどから見て、引き下げるべき家賃を高いままに据え置く狙いがあります。機構は、居住者が認めない家賃改定ルールにこだわり、前回、前々回も値上げした住居と団地、空き家の多い団地を今回も値上げする暴挙に出ています。

前回の団地居住者アンケートでも、収入分位第1位の375万円以下が7割、その中でも、年収251万円以下が半分に達しています。本来なら、市営住宅に入居したいわけですが、供給との関係からそうもいかず、知立団地が住宅セーフティネットの役割を担っています。

そして、二つ目の危険とする理由は、独立行政法人改革の目玉に都市機構を上げ、分科会を設け、秘密に検討を進め、11月中に改革案をまとめ、年末には閣議決定をする予定です。そして、結論が出た後でしか会議録の開示をしないこと、そして稲田行革大臣は、今までの売却、削減、民営化、提起借家契約の改革の集大成として、機構の政策的役割、財務構造の健全化、民業補完を上げていきます。このことは、住まいの先行きを左右する重大問題を当事者抜きに、秘密裏に決めていく政治に怒りを覚えます。

私たちの暮らしは、収入や年金の低下、生活用品の値上がり、さらには消費税の増税などで一層厳しくなります。

私たちは、来年4月の家賃値上げは何としても中止し、高家賃を引き下げてほしいと、11月11日、参議院議員会館講堂で、また12月5日、日本教育会館一ツ橋ホールで決起集会を開き、国会、各党、国会議員、地方議会、首長の協力を得て、政府に対しても要請してきました。また、これまでも十数年にわたって、歴代内閣が方針として決めながらも、政府文書では、必ず居住者の居住の安定とコミュニティーの維持の必要性の文言を書き込まざるを得ない状況もつくってきました。それは、私たちは、住まいは福祉、住まいは人権という基本を掲げ、政府の大儀なき政策と戦ってきたからです。

今、私たち居住者自治会では、政府、国会へと数多くの集会を開き、担当大臣、都市機構への行動も実施しています。

知立団地には外国の人たちがたくさん住み、国際化が進む中、URが受け入れていることは、日本の労働力不足を補うことに貢献しているわけです。

また、団地の高齢化が進む中、若い外国の方の力の手助けも必要です。そして、何よりも民間ではできない高齢者優遇住宅が121戸もあることは大変な強みで、行政ではできないことも実施しており、これは公共住宅だからこそできることです。

よって、知立団地住民と全国の公団住宅居住者の居住の安定を守っていただきますよう、知立市議会の皆様方には、この陳情書に賛成をしていただきますよう、そして国に意見書の提出をしていただきますよう、心からお願いを申し上げ、陳情書提出者を代表し、意見陳述を終わります。

ありがとうございました。

○稲垣委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

ただいまの趣旨説明に対し、質問などありましたら、発言をお願いします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質問なしと認めます。

これで、陳情第46号の趣旨説明を終わります。

高笠原さん、傍聴席にお戻りください。

○稲垣委員長

ここでしばらく休憩します。

当局の方の席の移動をお願いいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託されました案件を議題としてまいります。

議案第61号 知立市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

それでは、議案第61号ですけど、今回、目的、税外収入のところと同じような中身でありますけれども、実態として、延滞されているような実態についてちょっとお知らせをください。

また、そうした滞納をなさるということから、そうした延滞金が発生している状況等をお知らせください。

○下水道課長

それでは、今の御質問、受益者負担金の延滞金の実情でございます。

平成25年では、現在では、今8件あります。7名の方ということで、2万1,400円の延滞金がございます。

○佐藤委員

件数としては大変少ないわけですがけれども、今回、こうした提案でありますけれども、受益者負担金に関しては、一括納付というような形では報奨金があり、また、分納の方については年2回、5年で10回で納めていくというような制度もあるということでもあります。

それで、もう一つ、私が聞きたいのは、条例の第10条の中で減免という制度もありまして、そうした対象者がおるのかどうか、その辺の内容についてお知らせを願いたいと思います。

○下水道課長

今、受益者負担金の減免については、対象となりますのが、国または公共団体等に供する土地、それからあと公の生活扶助を受けている受給者、その他に準ずる特別の事情があると認められる受給者、こちらに対しての減免、これは100%でございます。それから、あと学校用地だとか、そういった公共用地と今の件です。

○佐藤委員

先ほど言われた規則の第9条の第4号のほうで、公の生活扶助、もしくはそれに準ずるものというように形になっていますけれども、実態としては、公の生活、生活保護とかそういうことになるかと、それに準ずるものというのはどういうレベルの人たちで、そうした減免が実際に適正に行われているのかどうか、その辺はどうでしょうか。これは申請によるものでしょうか。

○下水道課長

これは申請によるものでございまして、今の生活扶助に関する件については、今のところ該当はございません。

○佐藤委員

それで、生活保護はともかくとして、それに準ずるものという範囲についてお知らせいただいて、今、ないということでもありますけれども、実際に申請なわけですので、それらがしっかり、そういう制度があるということを知らない、PRがされていない等を含めてちゃんと把握をし、お知らせをし、申請を受けるといような形がちゃんととられていないと、そうした該当する方が見えても、それができないと。特に、この点については、分担金について100%減免という中身ですので、その辺はどうでしょうか。

○下水道課長

今の生活保護を受けている受給者、これに準ずる特別の事情があると認められるということでご

ざいます。こちらについては、今の条例の中で、そちらに準ずるということで規定しておりまして、申請が上がった段階で、ちょっとそこら辺は判断させてもらうこととなりますけれども。

それと、あとPRについては、今、特に具体的にはやっておりますけれども、そういった補助制度はあるということでの、これについての特にことはやっておりますけれども、全体でそういった補助制度があるという中で、広報だとかホームページの中では大きく補助制度があると、そこまでやっております。

○佐藤委員

これは補助制度というよりも、減免制度ということですね。それで、周知をしているようなことも言われましたけれども、実際に準ずるレベルが明確でなければ、それをホームページで見た、もしくは広報等で見たということでも、自分が該当するのかなということがわからないというふうに私は思うんですね。せっかくそういう条例規則でうたってあっても、それが活用されないと。活用すればいいというものじゃないですけれども、そうした方たちに対して、そうした対応をしてるのであるならば、きちっとしたガイドラインをつくって、それをPRし、私はそれに該当するかなということがわからなければいけないというふうに私は思いますけれども、今までそうした形でないということは、そうしたことが敬遠をされてきたんじゃないでしょうか。私はそのように思いますけれども、下水道課長、どうですかね、その点は。

○下水道課長

そうですね。今、佐藤委員のおっしゃるように、ちょっとそこら辺が皆様にすみずみまで浸透していない部分はあるかと思えます。

○佐藤委員

ぜひ、その点でガイドラインを検討していただいて、つくっていただいて、示してほしいなというふうに思うんです。今、ない状態では、条例規則でうたっていても意味をなさないということでもありますので、ぜひその辺は、はっきりさせてもらいたいなと思いますけれども、ぜひ検討いただけ

ますか、その点。

○下水道課長

近隣等もちよっと状況を調べまして、そこら辺は一度検討させていただきたいと思います。

○佐藤委員

そうした延滞をされて、延滞金を課される人は、先ほどの答弁では極めて少ないとはいうものの、この分担金自体は1平方メートル当たり350円というものの、敷地面積に応じて大変な負担になると。そんなことから一括で納付されて、早くつないでいただいて、使用料収入を上げるという点で奨励をしながら、一方では大変だということの中で、分割納入も設定をされていると、こういうことなので、そうした点では、ぜひ検討していただきたいと。

上下水道部長、ぜひその点、今、下水道課長は検討するということを言われましたけれども、条例規則でちゃんとうたいながら、そうしたガイドラインもないままにずっと来たわけですので、そこはしっかりとお示しを願いたいと、上下水道部長にも答弁を求めます。

○上下水道部長

今、下水道課長のほうが申しあげました部分ですが、なかなか実態として、申請をされるというのは少ないのかなというふうに思っています。

一つには、やはり分担金の支払い能力が、この時点でもうないのかなということを思いますし、土地を持ってみえる方も少ないのかなというふうには思います。

そういった中で、どのようなことができるかというものをひとつ研究させていただきまして、周り等も参考に、下水道課長が申しあげましたとおり、研究させていただきまして、それにこたえていくような形で対応できるものは対応させていただきます。

○佐藤委員

この問題で、今、上下水道部長が、そもそも支払い能力がないのではないかと、こういうふうは今言われたわけですが、結局、下水道へ接続をするという関係の中で、一括納付できる人はオ

ーケーと、分納できる人もオーケーと。しかしながら、そうした人たちについては、なかなか接続に至らないと、こういう関係にあるのではないのでしょうか。

そんなことを見たときに、一遍、その辺の実態を、接続との関係でね。例えば、指定道路みたいなところにあって、住宅が建って、そういう関係の中で接続できないという問題とは別に、そうした点で負担がその人にとって多過ぎて接続ができないということであるならば、そうした実態をしっかりと調べていただいて、そうした制度も活用できるようにして、接続率を上げていただきたいというふうに思いますけど、接続率との関係で、そうした点はどんな認識をお持ちですか。

○下水道課長

接続率は、知立市は80%は超えておりますので、その中で、こうした方も、まず把握をせないかんのですけども、そうした中で、そこにつなげていきたいというふうに考えます。

○佐藤委員

そういうことですので、ぜひ速やかに、いつまでもこれはひきずってやるべきことではないので、接続率を上げるということも含めて、早急にそうしたガイドラインをつくっていただいて、周知をし取り組んでほしいと、最後に言っておきます。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第61号について、挙手により採決します。

議案第61号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第61号 知立市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号 知立市下水道条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

今回、消費税が来年4月から引き上げられると。それに対応して、条例の一部を改正するということがありますけれども、まず影響額について、どのようになるかお知らせください。

○下水道課長

今、御質問いただきました、まず市の分で言いますと、平成24年度の決算による消費税が3億円ほどございます。その中で、今の増税分ですので、3%を掛けますと、およそ870万円ほど増税分となります。

○佐藤委員

下水道については、平成25年度版の知立市の下水道ということを見ますと、家事用と営業用と、それから湯屋用、官公用というふうになっておりますけれども、その辺はそれぞれどのような形で、全体の伸びはともかくとして、870万円余の5%から8%に3%上がるわけですけれども、どのような形で分解され、引き上げられるのか。家事用、営業用、湯屋用というのは、実績的には、これを見るとないですけれども、官公用という形になりますけれども、それぞれ870万円をどのような形で分解して、負担がふえていくのか、その辺わかりますでしょうか。

○下水道課長

分類ですか。ちょっとそこまで今、資料がございません。

○佐藤委員

私自身は、消費税の増税、反対であります。家庭においても、消費税の増税ばかりじゃなくて、さまざまな、これから医療、介護を含めて負担がふえてくると。そこに加えて、一番の日常生活の中で基盤になっていくような下水道だとか、それから水道という点ではいかなものかなというふうに思うんですよ。ですから、その点では、家事用、それから営業用、官公用、それぞれどのぐらい負担が転嫁されるのか、そこはしっかり把握しておくべきものではないかなというふうに私は思いますけども。そうじゃないと、結局の話、国の制度が変わり、引き上げられるから、転嫁すればいいよという話の範囲の議論でおさまるのではないかと。そのことを見たときに、私は、そうした利用されている方たちの生活実態に寄り添いながら痛みを感じるという点では、やっぱりそれぞれの転嫁分について、どこで、どのぐらい転嫁されていくのかということをしっかり見ておく必要があるのではないかなと。

これは、ちょっと私も計算してくればよろしかったんですけども、その辺、ちょっと後で明らかにできるならば、ぜひ明らかにしてほしいなど。その辺の認識、どうでしょうか。

○下水道課長

今、佐藤委員がおっしゃられる内容では、営業用とか、家事用だとか、ちょっとそこら辺は分析させていただきたいと思います。

○佐藤委員

まず、一つは、市民の皆さんにおいては、さっき言ったような形で、消費税の増税にかかわらず、医療や介護の負担がこれから増していくと。年金もこの10月から引き下げが始まり、段階的にこれが、2%ですか、1%ですか、ちょっと忘れただけで、引き下げられると。こんな状況にある市民の生活実態があると。それと同時に、営業用ということがありますけども、さまざまな営業活動があろうかと思いますが、知立市における中小業者、中小企業の72%ぐらいが赤字という実態ですよ、これは。赤字企業であったとしても、消費税というのは、利益にかかる税金じゃないと、

売上高にかかる税金だということから、その痛みは大変な実態になろうかというふうに思うんですね。利益がなくても、消費税を1,000万円以上の方たちは払わないかと、1,000万円の人たちは転嫁できないということも言われている中で払わないかと、こういう実態なんです。その上でなおかつ、その営業活動のために使った下水道に消費税が転嫁をされて引き上げられると、二重に踏んだりけったりという中身だというふうに私は思うんですね。

そんなことから、私は、3%引き上げ分、消費税を転嫁しないというわけにはいきませんので、その分を引き下げることをもって現状を維持するような施策を検討すべきだったのではないかと。そんな検討はなされましたでしょうか。

○下水道課長

今、佐藤委員のおっしゃるような、使用料自体を下げるというようなことはちょっと視野にはありましたが、そういった検討は特にはしておりませんが、ただ今回、消費税改正については、使用料は一切改正しませんので、消費税分のみ改正ということでありまして、使用料自体は変えていないということで御理解いただきたいと思えます。

○佐藤委員

そういう形で、私はやっぱり分解したそういうことを前提にしながら、もちろん会計にとっては870万円というものは大変、吸収するという意味でいけば、まだまだ公共下水道の布設にこれからお金がかかるということを見れば、870万円と言えども、大変なお金だということは私自身はわかります。しかしながら、そうした検討もまずして、転嫁するかどうかということをするべきじゃないかと。

それと同時に、もう一つは、低所得の方々に対する部分だけでもそんな検討がなされてしかるべきだったのではないかなというふうに思いますけれども、この点、担当部長、今そうした検討もなくて、国が上げるから上げるよという話で議論が推移し、提案に至ったということですが、

そうした点は、消費税を上げないかんもんだから、それはそれでわかりますけれども、そうした検討がなされてしかるべきだったのではないかなと私は思いますけれども、そんな認識はお持ちではありませんか。

○上下水道部長

今、下水道課長のほうから検討せずにといいところも出ましたけれども、内部的にはそういった話も出して、どうしていいかというところもありまして、この点においても、庁議等で図ってやっておるわけなんです、なかなか今の我々のほうの財政力のほうも厳しいところがあるものですから、そういったところでは、消費税においては、基本料金、従量料金等はまるっきりいじっておりません。

そういった中で、賦課されるというところは、やはり国からの施策でございますので、その辺は粛々とやっつけていこうというところでございます。

速かれ遅かれそういった形で、我々のほうからの中で補おうとすると、そういった時期も来るわけでございますので、見直しをするかどうか、そういった時期も来てしまうものですから、今回においては、消費税においては転嫁させていただきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

今言ったような堂々めぐりの議論で大変恐縮ですけれども、副市長、そうした点で、確かにそういう国の制度が変わるということでもありますけれども、そうした点で、市民の皆さん、中小業者を含めた皆さんに消費税を転嫁をするという点で、心のうちとして苦しい思いはないのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○清水副市長

そもそも消費税率が改定をされるということの中での生活費への負担増ということは、これは避けられないというところがございます。そこをどの程度、緩和策がとれるかという佐藤委員の趣旨だろうというふうに理解しておるわけですが、本会議でも申し上げましたけれども、この後でございます水道料金にいたしましても、この

下水道料金にいたしましても、それぞれがそういった事業者としての納税義務を負う、そういった事業でございますし、これをそういった形で、現在の使用料に吸収をしたといたしましても、その部分というのは、別の財源でもってこれを賄うということでございます。それは、回りまわれば、それは一般会計からの補助であり、出資であり等々、そういうことでございますので、いずれにしても、市民の皆様のごそでの負担軽減ということにつながるのではないかなど。やはり今回の消費税というものは、最終的に使用される皆さんに、その量に応じて御負担をいただくというのが消費税の基本的な考え方でございますので、そういった点で、今回、上程をさせていただいているということでございます。

繰り返しになりますけれども、今回の税率改定におきましては、さまざまな点で、そういう負担増というものが市民生活の中で強いられるということとは十分承知をしておりますけれども、この事業についての現状も御理解をいただければというふうに思っているところでございます。

○佐藤委員

確かに、どこかで財源を捻出せないかということはあるかもしれません。

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、営業用、水道もありますけれども、知立市は中小企業振興基本条例を設定し、振興会議を設けておるわけですが、この消費税そのものが72%にのぼる知立市内の赤字の実態という中で、これをやすやすと転嫁をすることがいいかどうか、そういうことも含めて政策判断をすべきじゃないかと。例えば、営業活動をするに当たって、電気や水だとか、下水道も含めて、基本的なところのものがこうした形でやすやすと、国が決めたから転嫁をしていくということでありまして、政策的な判断がそこにあっても、私はしかるべきだったんじゃないかなというふうに思いますけど、この点はどうか。

○清水副市長

これに関しましても、先ほど申し上げたことと

同様のようなことがございますけれども、例えば国におかれましては、そういった消費税がアップにおけるところの生活負担を軽減する、いわゆる支給金ですとか、そういった施策もとられるというふうに承知しておりますけれども、そういった意味では、そういうレベルでの、そういういろんな事業税等々の見直し、そういったところで議論をしていただくのが適切ではないのかなというふうに思います。

先ほどの繰り返しになりますけれども、知立市が独自にそういう施策として行った場合でも、それはやはり財源をどこからそれを持ってきて、それを補うかということに尽きるわけでございますので、それは回りまわれば、またそれぞれ市民の皆さんへの負担をお願いするということになってまいりますので、こういった消費税の趣旨からいっても、今回は御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第62号について、挙手により採決いたします。

議案第62号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって、議案第62号 知立市下水道条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号 知立市水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

本会議で、下水道の負担金と、それから分担金の違いということが議論がありまして、きょう資料の提出がありますけれども、再度、なぜ負担金のほうには、下水道のほうにはかからず、水道にかかるのかと。ペーパーが出てますけれども、いま一度、御説明ください。

○水道課長

ペーパーで資料としてお配りしたほうを見ていただきたいと思います。

右側が水道受益者分担金ということで、課税ということになっております。

まず、用語の説明でございますが、水道受益者分担金とは、給水区域の新規の需用者等の加入に伴い、当該加入者から徴収するいわゆる加入金で、これを配水管施設等に要する費用の一部に充当するものでございます。

これに課税になるという法令根拠が、2面にも載っておりますが、消費税法基本通達第5節の役務の提供5の5の6、注釈の1に書かれております。裏面を見ていただくとわかりますが、注釈1のところ、公共施設の負担金等であっても、例えば、水道施設利用権、ちょっと濃く太字になっているところでございますが、設定に係る対価と認められる場合は、その負担金等は資産の譲渡等の対価に該当するというところでございますので、水道受益者分担金に消費税がかかるものでございます。

また、元に戻っていただきまして、水道施設利用権とはどういったものかということになりますと、これは法人税法施行令第13条の第8項のレに、水道事業者に対し水道施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して水の供給を受ける権利であります。そのため、水道受益者分担

金には、施設を利用して水の供給を受ける権利が発生しますので、譲渡の対価に該当するというところで、消費税が課税されるものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

わかりました。それは課税されるということでもあります。

それで、この水道25年度版を見てみますと、まず聞きたいんですけども、要するに、メーターを設置するわけですよ、本管から引いてメーターを設置すると。そのメーターについては貸与という形で条例で決まり、故意でない限りは、壊れた場合は市が交換をするというような形になっておりますよね。その分の、今ここで言われた分については、ここで説明があった分については、別にその部分についての負担をお願いするというようなことではないわけですけども、その辺との関係はどうなるのでしょうか。

○水道課長

受益者分担金の趣旨は、配水管の施設等に要する費用に充当するものでございますので、当然のことながら、メーターの貸与の分についても入るのかなと考えます。

○佐藤委員

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、この平成25年度版の16ページを見ますと、受益者分担金加入金調べという表がありまして、ここに13ミリから100ミリまでの分担金の額が載っているんですけども、例えば昭和40年ですと、13ミリから75ミリは1万8,000円というような形ですよ。それから、昭和51年はこのような形、ずっと載っているわけですけども、それぞれ金額の変遷、ほとんど平成4年からは現在と同額というような形で載っていますけれども、これはそれぞれの13ミリ、20ミリという形で載っていますけれども、この金額の根拠はどのような形で設定されるのかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○水道課長

13ミリを設定した昭和51年6月1日の5万

8,000円と、20ミリ、14万円を設定した根拠ですね、ちょっと今、持ち合わせてございません。

○佐藤委員

要するに、今回の消費税の引き上げは、この金額に対してかかるものですよ。そうすると、この金額の変遷があったり、変わらずそのまま来たりするわけですが、工事費の一部を負担してもらおう。その際、分担金というものはそういうもので、それが加入金と、水道を給水してもらう権利が発生するという根拠のところの工事費の一部の負担という形になっていて、13ミリでいけば5万6,000円余、20ミリでいけば13万5,000円余というふうに形になっているわけで、それは工事費の一部ということですから、管をつけたり、どここの部分が、メーターそのものも含まれるということをおっしゃいましたが、引くための資器材の原価もあるだろうし、それに水道業者を通じて工事をするという工賃やそういうことの上乗せもあって、それぞれ設定されているんだろうと思うんですけど、根拠はどうなっているかわからないということですが、そこはやっぱりはっきりさせた上で、今回の3%の課税がされると。これがさらに安くなるものであるならば、3%上乗せをしたとしても、3%分安くなるならば、実態として、平行移動で済むということも考えられるので、その辺の根拠を明らかにしてほしいなというふうに私は思ったんですけど。そのところがわからないままに、ただ単にこれを上乗せをするということがどうなんだろうということが検証されないわけですよ、はっきり言えば。だから、私はそのことを聞いているんです。

上下水道部長、これはどうですかね。今、水道課長はちょっと根拠がわからないと言われましたが。

○上下水道部長

この辺も、どのように定められたのかというものを私も検証していないものですから、ちょっとお時間をいただいて、お答えできるようにしたいと思います。

○佐藤委員

加入金で権利が発生するとはいうものの、この辺のところは権利が発生をし、その後、水道を使い、その後の水道料金にも料金収入が上がっていくという、ある意味、一時的な中身だなというふうに私は思うと、あえて消費税は課税せないかんかもしれんけれども、法的にはね。だけど、それは増税分について、その分、引き下げる等をするならば、現在のままでもいいんじゃないのという理屈も成り立つわけですよ。

そんなことから、私、聞きましたけど、わからないということですので。ただ、私は、消費税そのものには反対という立場でありますので、そこら辺はぜひしてほしいと。

ここで、先ほど言ったような形で、加入者、権利が発生するわけですから、今まで知立市にお住まいじゃなかった、知立市に住んでいても、実家から出て、また別の家にアパートなりに入って、そのときに水道を引けば、そうした権利を買わなければ水を給水してもらうことができないという、こういう関係で、一時的なものであるにしても、そういうことだということですので、私は、消費税そのものはいかがなものかなと、こんなことから思いますけれども。

その辺の調整もできたのではないかというふうに、今の答弁ではわからないということですので、議論が生煮えにならざるを得ないなというふうに思います。

以上です。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第63号について、挙手により採決いたします。

議案第63号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって、議案第63号 知立市水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第64号 知立市水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

下水道も水道も一括でやれば、やれたわけですが、これについてもちょっと影響額、3%上がって、どれだけ消費税がかかるのか。その辺、ちょっとお知らせください。

○水道課長

平成24年度の決算書が、給水収益が10億5,000万円強でございます。これから計算いたしますと、5%から8%に上がりますので、3%を掛けますと、3,170万円弱の増額になります。

以上です。

○佐藤委員

それで、先ほど下水道と一緒にすけれども、多くの場合、13ミリから20ミリ、25ミリ、ずっとあるわけですが、一般的な世帯については、13ミリ及び20ミリということになると思いますけれども、そうした口径ごとの、大変恐縮ですが、3,100万円が今まで使っていた水量、基本料金があって、従量料金があるわけですが、そうした試算はないですかね、分類はされてませんよね。

○水道課長

13ミリとか20ミリの全体はございませんけれど、

使用料に対して、どれだけ消費税が上がるかというのは計算しておりますので、お話ししたいかと思えます。

特に、一般の消費者としましては、パイ13ミリと20ミリがほとんどでございますので、2カ月の使用料で幾ら消費税が上がるかというのをちょっと御説明したいと思います。

まず、20立方メートルでございますが、2カ月相当増税分は73円でございます。これはパイ13ミリでございます。1年間に相当しますと、438円の負担になります。

それから、パイ20ミリの場合は、2カ月増税分は122円でございます。1年分増税分は732円になります。

この考え方は、基本料金と従量料金を足したものに3%を掛けたものでございます。

続きまして、30立方メートルの場合につきましては、パイ13ミリの場合は、2カ月で102円の増税になりまして、1年間で612円、20ミリの場合は、2カ月相当分で151円、1年分で906円でございます。

○佐藤委員

細かい話はともかくとして、生活をする上で水は欠かせないわけですよね。先ほど副市長はやむを得ないと、こういうことが言われましたけれども、私自身は、消費税に対する考え方はいろいろあるかというふうに思いますけれども、今現在、消費税を引き上げて、税と社会保障の一体改革というようなことが言われておりますけれども、しかし、プログラム法案が可決をされました。それを見ますと、個々の問題も私、一般質問させてもらったわけですが、社会保障の充実というような形ではなくて、どんどん大型の事業や法人税減税というような流れにシフトが大きくされているもの実態で、きょうの中日新聞を見れば、税制大綱が、税のことが報道されておりましたけれども、企業に負担が軽く、一般庶民には重いという一面で載ってたわけですよね。それを見ますと、消費税を上げたからといって、社会保障が充実されるということはないわけで、多くの消費税増税

に対しては、そうした懸念を踏まえて、増税反対という世論が多いわけですが、今、今回こうした提案をなされておりますけれども、消費税そのものについて異議ありという声を、消費税が必要だということを認識をされているかもしれませんが、今この段階で4月に8%、そして次年度の10月に10%上げるというようなことについて、世論もそうですし、市民の命、健康を預かる市として、これをどんどん上げていくことを仕方ないといって、これをしていくことが妥当なのかどうかを含めて、私は、国に対しても異議ありという声を、今この段階でどうなんだということを含めて、声を上げたりすることは検討されたりはないんですかね。その辺はどうでしょうか。

消費税に、仮に賛成だという、社会保障の財源が必要だと考えても、今この段階でどうなんだと。多くの世論を見れば、異議ありという声のほうが多数を占めてる中で、どうなんだということになるのかというふうに思うんですよ。ぜひ私は、そういうことも、来年の4月、この8%、次年度10%になります。これは、ちょっと市民にとっては大変なことじゃないですか。そうした立場で異議ありの声をぜひ私は上げてほしいというふうに思いますけれども、副市長並びに市長、どうでしょうか。

○清水副市長

消費税の改定につきましては、国の消費税法等々の改定ということでございます。このきっかけは、やはり社会保障等々のそういう問題、国の全体的なそういう枠組みの中で検討され、今日に至ってるというふうに理解をしております。

きょうの新聞のいろんな、来年度に向けての税制改正のいろんな大綱、これも斜め読みですけども、目を通す段階では、さまざまなそういう景気対策等々も含めた、いろんな視点での改正、改革、また市民生活においても、先ほども申し上げましたけども、いわゆる消費税が改定される、そういったことでの負担を低所得者に対するそういう負担軽減の問題、それを補うためのいろんな財源確保の問題等々も含めて、国のほうがそういう全体

的な形で検討されている中身だというふうに理解しておりますので、消費税を私の立場といいますか、この段階で消費税の改定を中止するか、改定を見送るというようなことに関しては、これは私は、今後の将来を見れば、必要なことだというふうに考えているところでございます。

○林市長

私からもちょっと発言をさせていただきます。

昨日、市民福祉委員会がございました。佐藤委員が今、税と社会保障の一体改革の中で、消費税を議論されたということをおっしゃられましたので、昨日の議論をちょっと申し上げると、ヨーロッパは少子化対策として非常に効果を出している、いろんな施策をやりながら効果が出ている、そんな例を出しながら、日本、知立市もどうだという議論がありました。

ヨーロッパは、ちなみにフランスですと、消費税が20%近くあるわけでございます。非常に高い消費税を取りながら、子育て環境を充実させてきている。その例も一つあるわけでありましてけれども、消費税を上げること、確かに短期的に言えば、誰もが税が上がっていく、品物を買うときに上がるわけでありまして、賛成か、反対かといったら、やめてほしいなというのが短期的と申しますか、普通の消費者の考え方であろうというふうに思いますけれども、持続可能な社会保障をやっていくにはどうしたらいいか、そういう設計を立てる、ビジョンを立てたときに、私も、もう本当に全体像がなかなか見えないわけでありまして、どうだこうだというのは言えないわけでありましてけれども、もう今、国がそういう方向で進んでいくことであるので、そうした中では、私どもはできる限りそうした中で市民の身近な行政体であります我々自治体としては、少しでもそうしたことが市民の皆様方に本当に大きな弊害と申しますか、悪い形にならないように気をつけながら行政運営をしていく、そんなことが大事な事かなと思っております。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○下水道課長

先ほどの佐藤委員の質問の内容で、生活保護の減免について、該当がございませんと申し上げましたが、1件ございました。これは、土地を所有されておいて、その後に生活保護の関係になった時点で、そういうことが発生したということでございます。

それから、生活保護者の減免についてのPRについてでございますが、受益者負担金の申告書と一緒に、私ども、PRといたしますか、受益者負担金のあらましという文書と一緒にお渡ししております、その中にそういった減免の対象というのが全部書いてございますので、そちらでわかるかと思っております。

それから、あと平成24年度の先ほどの消費税の870万円、この内訳の中、これがわかりまして、まず家事については720万円、営業については130万円、官公庁については20万円、合わせまして870万円というものでございます。

以上、よろしくお願ひします。

○佐藤委員

副市長並びに市長は、消費税についてはそういうスタンスだということはわかりました。しかしながら、こと水ですので、私たちの日常生活を支える命の水ということでありますので、そうした点で、私は、本会議で中島議員が基本料金の分について、転嫁分についてはその部分を安くし、そして据え置くというような形をとれないかという質問がありましたけれども、私は、そうした措置を、いい答弁は、本会議場の答弁はないわけで、転嫁させてもらいますということであろうかと思っておりますけれども、しかし、そのところも、先ほどのお話を聞けば、十分な検討もなかったわけで、全体に水だけじゃなくて、その他のものも全部消費税が課税されると、社会保障等の負担もふえる

という中で、一つの政策的判断として、国は国でやられるわけですが、そうしたこともないままに8%に上げると。さらに10%のときも、同じ論理でこれを展開するようなことはあつてはいけないのではないかと、強くそのところだけ申し上げておきたいなというふうに思います。

ですから、今回、そうした点でありますけれども、連続して負担増になるわけですので、そうした検討も含めて、低所得者やそうした対策をしっかり求めておきたいなというふうに思います。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高木委員

一つだけ質問させていただきます。

今のところで、実際の話なんですけれども、平成26年4月1日から施行するというふうになっておりますけれども、実際、我々市民のほうを支払うお金というのは、いつから変わってくるのというか。代表者会議で説明があったというんですけれども、もう一度、説明してください。

○水道課長

今からちょっと代表者会議でお配りした資料をお渡ししたいかと思っておりますので、それをもって説明したいかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○稲垣委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長

それでは、裏のほうの図が描いたほうで説明させていただきますかと思っております。

検針期間ごとの税率の違いということで、①、②、③、④と分かれておりますので、①から説明させていただきますかと思っております。

①の1月の検針日から3月の検針日までの期間ということでございますので、これは水道料金が確定される日が4月1日の施行日前でございます

ので、旧税率5%のままでございます。

続きまして②、2月の検針日から4月の検針日までの期間は、経過措置により施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、従前の例によりということでございますので、旧税率の5%でございます。

③につきましては、4月の検針日から6月の検針日まででございますので、これは当然のことながら、条例の施行日の4月1日以降に4月検針がありますので、新税率の8%になります。

続きまして、④の3月の検針日から5月の検針日までの期間ということで、基準日4月30日を超える場合につきましては、一番下の表を見ていただくと、経過措置、式ですけれど、④の場合を当てはめるとというところの式でございます。経過措置の対象となる部分が旧税率イコール施行日以後、初めて支払いを受ける権利を確定する料金に掛ける分母が3月検針日から5月検針日、上が3月検針日から4月30日まで、ここが上が2カ月でございますので、知立市水道部としましては、3月検針日と5月検針日がイコールになるように検針をしていきたいと思っております。期間による変動としては、2カ月になるように検針をさせていただきまして、5月の検針日も旧税率5%のままの料金のほうに転嫁していきたいかと考えております。

以上です。

○高木委員

とても難しいと思うんですけども。

検針日なんですけれども、②の表のように、4月の検針日になっていますけども、4月中に検針を終えていただければ、5%で済むよということでしょうか。

○水道課長

高木委員のおっしゃるとおりでございます。

○高木委員

このように検針日のほうは合わせいただくと、市民の方も大丈夫だよという統一ができると思います。

それで、一つ質問というか、13ミリと20ミリなんですけれども、これで料金が年間通すと変わってくるんですけれども、例えば私のところは人数が少なくなったから、今20ミリだけれども、13ミリに変えてくれんかねと、これは無料ですか、それかお金が発生するんでしょうか。

○水道課長

今、御質問の20ミリを13ミリに変更したいという事例はちょっとありまして、今現況が、メーターのところは20ミリがついておりますので、その20ミリを13ミリになるような施工をしていただくような申請を出していただくことになります。ただし、今、受益者分担金が20ミリを払っていただいております、13ミリに変更しますと、その差額分を返すという減免措置はございませんので、将来、また13ミリから20ミリに口径を上げる必要があった場合に、その差額が発生いたしますので、どちらがよろしいのか、工事費もかかりますし、その辺のお金がかかりますので、将来を見越した検討をお願いしますということを使用者の方にお話ししております。

以上です。

○高木委員

もう一回質問ですが、工事費がかかるということは、工事費に関しては個人持ちということになりますでしょうか。

○水道課長

はい、御指摘のとおりでございます。申請者の御都合で20ミリから13ミリに給水装置を変更されますので、当然、その費用につきましては個人負担となります。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第64号について、挙手により採決いたします。

議案第64号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって、議案第64号 知立市水道事業給水条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○明石委員

1点だけお伺いします。

8款3項3目、43ページ、排水路改修事業の、これは代表者会議でもいろいろと詳しく説明をいただきましたので、事故の内容は聞いております。それに至った直接のまず原因、それから、これの対策内容をお示し願います。

○土木課長

この件につきましては、代表者会で事故報告させていただきました。その関連でございます。

事故の直接の原因につきましては、名鉄軌道敷の下に排水管が走っておるわけですけど、その排水管の老朽化による損傷ということで、軌道敷が陥没をしたという、そういった事故でございます。

補正予算の内容につきましては、その陥没した排水路についてどのような改良を加えるかということで、排水路改修計画を委託させていただきました。既存の線路の横断、損傷管の改良と、それから衣浦豊田線より東にもう一つ、土地改良排水路で線路を横断している排水路があります。衣浦豊田線より100メートルぐらい東に行った位置で

ございます。その土地改良排水路も活用できないかということで、横断ルートをどうするかという検討をしました。そうした内容の中で、施工と、それから維持管理の難易度、それから経済性だとか集水面積、そういったところをそれぞれの排水路の通水量、そういったものを考慮いたしまして、緊急時に対策しました線路横断、損傷した部分の中の排水管でございますけど、そこに150ミリの塩ビ管を2本通しております。通しました緊急排水路と、それから土地改良の排水路へ流す、排水する新規バイパス排水路、そういった2ルートで対応していこうという、そういう排水処理計画をいたしました。

新規のバイパス排水路の概要としましては、損傷管から東の土地改良排水路まで名鉄三河線沿いに市道に排水管を埋設するものでございます。

工事内容としましては、管渠工、コンクリートヒューム管でございます。これを管形500ミリの管渠工を延長約170メートル、そういったのと、人孔4基、集水枘1基、そういったものを設置して、排水路改修工事費としておりまして、2,500万円の補正をお願いするものでございます。

○明石委員

ありがとうございます。

まず、1点目なんですが、この老朽化による陥没が起きたということなんですけども、これは起こるべくして起こったということだと思んですが、これはその前に何か、長寿命化か何かの点検なり何かをして、これが2,500万円ほどかけなくても、これよりか少額の対策で長くもたせることができたとか、そういうことは考えられなかったでしょうか。

○土木課長

排水管の点検等でございますけど、そういったものについて、一応、面整備がされている、土地改良だとか区画整理をされているところの横断については、その事業に合わせて改良がされているということなんですけど、ちょっと面整備以外のところの横断化について、把握も今現在している最中というところで、なかなかこれを見つける

ことができなかつたわけですが、名鉄がたまたま常時パトロールをやっている中で、陥没を発見したというところでございます。

長寿命化ということなんですけど、完全に破損しちゃっているということで、ある程度の修復で長寿命化を図ることができるような管ではなくて、完全に老朽化して、経年劣化で損傷しているという、耐用年数が過ぎた管だということでございます。

○明石委員

わかりました。

それで、対策なんですけど、工事内容としてコンクリートのヒューム管を埋設したとかいうことなんですけど、この工事業者について説明をお願いします。

○土木課長

工事の内容につきましては、破損した管に、常時、水が流れておるものですから、緊急対策としては、450メートルの陶管の中に150ミリの塩ビ管を、2本並列で陶管が入っていましたので、それぞれの管に150ミリの塩ビ管を通してまして、これもちょっとかなり無理をして通したわけですが、その陶管と塩ビ管の空隙の部分にモルタルを注入したという、それも名鉄に常時立ち会っていただいた中で、工事のヤードもちょっと取れなかつたもので、少しずつ塩ビ管を、1メートルずつ押していったわけですが、そういった特殊な工事ということもありまして、名鉄の軌道下で沈下のおそれも点検しながら施工するというので、名鉄の指定業者ですかね、そういったところへ名鉄のほうが発注したわけですが、株式会社矢作建設でございます。

○明石委員

それで、心配をしておるのが名鉄の、いわゆるお抱え業者ということになるんでしょうかね、矢作建設。知立市の指定業者ではできないということだと思うんですけども、こういうことになると、どちらかという、矢作建設1社の独占というような格好になって、適正な価格が保障されているかどうかちょっと心配するんですが、その

辺はいかがな認識でしょうか。

○土木課長

適正な価格というところなんですけど、とにかく緊急ということで、すぐに対応しなきゃ、また続いて陥没のおそれがあるということで、緊急に対応していただいたということなんですけど、名鉄が随意契約によって矢作建設に発注したということになります。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○久田委員

参考までに一、二点、勉強のためにお教えください。

補正予算書の21ページで、今回、利子及び配当金というところで、財調だとか、減債基金だとか、株式配当だとか、子供施設、学校施設等、いろいろ利子のほうの補正が組まれておるわけですが、総合公園整備事業基金利子22万6,000円というのが増額されておるんですが、増額の理由というのは、利率の変更とか、そういうようなものでしょうか。そこら辺をちょっとお教え願いたいんですが。

○都市計画課長

基金の利子に係る補正額の理由でございますが、当初、元金が1億5,264万3,000円に対しまして、利率が0.25%で当初予算は計上させていただきました。しかし、実質、0.398%に正式な利率が決定しましたので、その利子額が60万7,519円でございます。その当初予算との差額、当初予算で38万2,000円で計上させていただきました差額分につきまして、22万6,000円という形で、今回、補正の増額という形で上げさせていただきました。

以上です。

○久田委員

そうすると、当初は38万2,000円で計上しておったと。利率が、今お聞きすると、当初0.25%で試算しておったのが、0.398%で利率が上がったということで、22万6,000円、余分に入ったということやね。そうすると、利子60万8,000円というものが、恐らく基金のまた積み上げていくと思

うんですが、今、整備基金というんですかね、ここら辺の残高は、これで幾らぐらいになりますか。

○都市計画課長

基金の残高でございますが、今回の補正分をプラスしてあげますと、1億5,325万518円になる計算でございます。

○久田委員

ありがとうございました。

それと、次のページで、ちょっと私、よくわからないのですが、雑入のところの地域スポーツ施設整備助成金、これというのは公園の関係なのか、あるいは教育庶務課の関係なのか、そこら辺がちょっとわかったら教えてください。

○都市計画課長

地域スポーツ施設整備助成金でございます。

これは、一般的にスポーツ振興くじの助成金totoでございまして、今回、私どもの都市計画課のほうで御林の防球ネットを設置するために助成金として申請し、交付を受ける助成金でございます。

○久田委員

そうすると、これはスポーツ振興基金totoからの助成金というふうに理解してよろしいですね。

それで、私、今までスポーツ振興基金totoというのは、知立南小学校区には総合型地域スポーツ文化クラブというのがあるんだけど、これは教育部のほうの管轄なんですけど、今、地域スポーツ施設整備基金というのが御林公園のほうで防球ネットで使えるということで、私は今までずっと教育部のほうしか使えなかったのかなというふうに理解しておったんですが、こういうような関係で、まだ候補が上げられるだとか、今後こういうことを研究していこうというような、そういう公園というのは今、知立市の中にありますか。そこら辺をお教えてください。

○都市計画課長

スポーツ振興くじの助成金の中で、地域スポーツ施設整備助成という内容で、今回、受けさせていただいております。これは、スポーツ施設等の整備に要する費用を助成していただけるという内

容のものでございます。

今、久田議員が言われましたように、この地域スポーツ振興くじの助成の中には、ほかに地方公共団体スポーツ活動助成と、スポーツクラブとか、そういったものに対する助成という形の支援もございます。ですけど、今、私どもがやらせていただいているのは、そういったハード面に対する整備に対する助成金という形で、地域スポーツ施設等の整備助成という形で受けさせていただいております。

それと、ほかにこういった公園施設に対してこれが受けられるかということでございますが、実際、このスポーツ振興くじというものは、読んで字のごとく、スポーツの振興という形になります。ですから、一般的な都市公園という中では、totoのスポーツ振興くじの助成を受けることはできません。

今回、御林公園につきましては、知立市内、球技ができるグラウンド等が少ないということでございまして、御林公園、草刈公園、昭和6号公園が球技ができる広場を有する公園として、貸出公園という形で指定させていただいております。

そういった中で、今回、御林公園の広場に関して、totoのほうでスポーツ施設という形で認めただいたということで、今回助成を受けておりますので、一般的なほかの公園施設に対する助成については、この振興くじは該当になりません。

以上でございます。

○久田委員

ありがとうございました。

もう1点だけ。

本会議でも、池田滋彦議員が若干質疑してみえましたけども、45ページの公園パトロール事業ということで、実は、私は新林なんですけど、新林には東新切公園だとか、立野公園だとか、茶野ふれあい広場ということで、三つの大きい公園があるんですけど、茶野ふれあい広場に関しましては、10月中旬に水飲み場だとトイレ、あるいは歩道を整備していただいて、地域の皆さんに本当に喜んでいただいておりますということで、この場をおかり

して、とりあえず感謝を申し上げる次第なんですけど。東新切公園においてはトイレも改装していただいて、使い勝手をよくしていただいたんですが、ちょいちょいあそこに、いたずらで砂なんかが埋められておるんですけど、そういういたずらみたいな事例というのは、今どのぐらいありますか。特に、公園のトイレのいたずらというのは、月だとか、年間だとか、何かそういうような状況を把握してみえたら、若干お教えてください。

○都市計画課長

公園のいたずらに関しての御質問でございます。

実際のところ、まだ正確な数字は私どもも集計はしておりませんが、私どもの集計でございますが、今年度11月末までに、公園パトロールと市民の方からの通報等がございましたいたずらの件数といたしましては、49件でございます。そのうち、トイレに関してだけというのは、ちょっと私どものほうも、後でお時間をいただいて確認させていただきましても、全体的な数字だけを御説明させていただきます。

49件のうち、施設の破損、トイレの窓ガラス、回転灯、そういった破損に関しては17件ございました。また、放火に近いような火遊びなどでございますが、トイレ内でトイレットペーパーを燃やしたり、新聞、雑誌を持ち込んで火をつけたりと、そういったことが8件ございました。その他、公園施設内の器具の盗難ですね、これは主に水飲み場の蛇口ですとか、そういったものでございますが、そういったものの盗難が7件、その他、施設への落書き、それとトイレットペーパーを外して公園内にまき散らしたりとか、そういった行為が17件ございました。そのうち、今年度11月末に悪質ないたずらということで、6件につきましては、警察のほうに被害届を出させていただいております。

済みません、トイレに関しては、ちょっとお時間をいただいた後、集計して、また御報告させていただきます。

○久田委員

最後に質問を閉じたいんですけど、結局、いた

ずらが多いということで、いたずらがないようにするには、パトロールしかないのかな、あるいはマナーしかないのかなと思うんですけど、あえて最後の質問として、そこら辺で何か公園係として対策だとか、今後こうしていきたいというような考え方があったら、御披露をお聞きしまして、質問を終わります。

○都市計画課長

対策といたしましては、現在のところは、やはりマナーに関する問題でございますので、啓発看板にとどまっているのが現状でございます。ただ、やはり市民の皆様に公園の実態、こういういたずらがあるということをやはりちょっと知っていたくためには、今後、広報とかホームページを利用いたしまして、市民の方に実態を理解していただき、また、地元で管理してる公園ということから、地元のほうでもいろんな対策を講じていただけるようなことができればというふうに考えております。

以上です。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

今の地域スポーツ施設の助成金と、今回、今、久田委員がお聞きになりましたけど、御林公園の防球ネットに対応するものだという事はわかりました。

それで、減額補正という形ですよ。その辺の関係はちょっとお知らせをお願いします。

○都市計画課長

このtotoの助成対象の範囲でございますが、要望額に対して3分の2以内という形になっております。

今回、私どものほうで当初申請させていただきましたのが、1,230万円の事業費でございます。それに対して、助成率3分の2を掛けまして、820万円が当初予算で計上させていただいた額でございます。ただし、先ほど言いましたように、これを3分の2以内ということで、満額つけば820万円なんですけども、今回の確定の助成額が

要望に対して約70%の範囲でしかつかなかったということで、246万3,000円が不足したということでございます。

○佐藤委員

わかりました。

そこで、もう一つお聞きしたいんですけども、43ページのところで、委託料ということで、都市計画費、花園八橋線整備事業という形で、今回520万円余が減額という形になっています。そのうち、不動産鑑定委託料については、当初予算について全部減額というような形になっていますけども、この辺はどういう状況ですか。

○都市計画課長

委託料、花園八橋線の整備事業に対する減額補正の説明でございます。

減額の理由が、計画にかかわることでございますので、少しお時間をいただいて、ちょっと長くなるかもしれませんが、説明させていただきます。

この花園八橋線は、八橋町地内に、場所でございますと、八橋町の文化広場の東側に当たりますが、ちょっとこんな図面で申しわけございません。八橋町の文化広場がございまして、その調整区域の中、こちらの中に豊田市路線と安城知立線の計画路線がございまして、それを結ぶ路線として、花園八橋線というものを計画させていただいております。

この花園八橋線は、現計画では、こういった形で八橋里線が一部施工されておりますが、それと安城市道が接続される場所に接続されるという路線でございます。ただし、現計画では、八橋里線、それと花園八橋線、それぞれが、ここに明治用水緑道というものがございまして、明治用水緑道をそれぞれ1本ずつ個別に横断するような計画を立てています。ただ、個別に横断するということで、ここの花園八橋線と八橋里線は割と距離が短い、間隔が短いということで、この緑道に対して安全対策が必要ということが言われております。安全対策といいますのは、緑道部分に歩道橋ないし地下道を設置して、その緑道の動線を確保しな

ければいけないという、そういうお話が出ております。そういたしますと、安全対策だけに相当な費用がかかることとなります。

また、八橋里線、これは平成14年度に都市計画決定をされているんですけども、八橋里線、補助整備をやった中を土地に対して斜めに横断するという形で、不整形な形が残って、地権者の方に不利益を与えてしまうと。そういったこともございまして、一度、これを何とか安城市との接続部をもう少し線形を変えることによって、この八橋里線と花園八橋線を知立市内で接続して、明治用水緑道の横断は1本、安全対策を1本で対応しよう。それと、先ほど言いました、土地の地権者の方が不利益をこうむらないような、そういった線形に見直しができないかということで、安城市と昨年度、一応、協議に入りました。それで、今年度、安城市がこの接続部分に関しまして、安城市でもう1本、実はここに構想路線、南に伸びる、国道1号線に伸びる構想路線がございまして、それも踏まえて、一度検証していただけるということで、平成25年度において、安城市のほうで、この周辺道路もあわせて形で交通量解析の検証をしていただいております。

私どもは、この交通量解析、安城市のほうの結論を待った段階において、今年度、委託業務として上げさせていただいた部分について発注する予定でございましたが、安城市のほうの検討が若干おこなわれているということから、今年度予定させていただいておりました用地測量と不動産鑑定委託でございますが、この二つに関しては、3月末までにはちょっと時間がなくてできないということから、今年度は、当初予定させていただいております予備設計と路線測量、この2委託にとどまらせていただきまして、用地測量、不動産鑑定は次年度に送らせていただくという、そういったことから、今回529万円を減額させていただくものでございます。

○佐藤委員

そうすると、明治用水と、それをまたぐということで、今の線形だと、安城市を結んで、川を渡

って、豊田地内に結ぶということでありませうけれども、今、それだと安城里線が明治用水側道に沿ってきて、渡ってというような中身になるということで、2カ所がどこになるのか、ちょっとイメージがずっとわきませうけれども。そうすると、これについて歩道及び地下道を設置をするというような形になりますけれども、そうすると、今の御説明だと、1点確認ですけど、1カ所は知立地内のところで明治用水をまたぐんですよね。もう1カ所は安城地内ということになるわけですか。どうなんでしょうか。

○都市計画課長

このまたぐ路線は、両方とも知立市内の土地、市域でございます。それを1本にするという形でございます。

○佐藤委員

それで、この計画は平成25年から平成29年という形で事業計画が立てられておりますよね。総事業費が5億2,000万円というような形で、大変なお金がかかると。国庫が約2億円弱、それから地方債が2億6,000万円弱、一般会計が7,000万円弱というような形でかかるわけですけども、これを2本でいくということになると、今までは総事業費の中に、そうしたものは想定はされていなかったですね、今の話でいくと。地下道もしくは横断歩道橋をつくらないかと。1本の場合と2本の場合がありますけれども、それぞれこれはどのぐらいの費用がかかるものなのか、どうなんでしょうか。

○都市計画課長

申しわけございません。そこは、まだ検証はしておりませう。

○佐藤委員

いずれにしても、総事業費が歩道橋という形と地下道という形、どちらかということですけども、穴を掘るほうが多分高いというふうには思いますけれども、いずれにしても、一般的に歩道橋をつくったり、地下道をつくるのに、市内でもありますよね。これは、一般的にはどのぐらいの費用がかかるんですか。

○都市計画課長

申しわけございません。まだちょっとそこまで把握しておりませう。

○佐藤委員

それで、知立地内を通るということになると、これは知立市負担と。もちろん財源構成はそれぞれありますけれども、財源の内訳はありますけれども、知立市負担と、こういう理解でよろしいですか。

○都市計画課長

知立市の市道という形に最終的になってきますので、知立市で全て負担して施工するという形になります。

○佐藤委員

平成25年から平成29年という形でやるわけですけども。それで、もう一つ聞きたいんですけども、文化広場の東側ということですけども、今、市民農園がありますよね。あそこのところは、そこにかかるのか、かからないのか、その辺を含めて、かかるならば、市民農園はどうなっていくのか、その辺はどうでしょうか。

○都市計画課長

現計画では、市民農園の東側にございます水路がありまして、それをセンターとして、16メートルの幅員ですから、8メートルずつという形の計画になっております。したがって、市民農園のほうにも一部かかる形にはなりますが、現在、実際どれだけの面積が残るとかに関しては、今回の予備設計をやってからでないかと、ちょっと正確な答えはできませんので、御了承ください。

○佐藤委員

そうすると、今わかっていることは、費用負担の増が発生すると。安城市とうまく調整がいったら、1本しか明治用水をまたがなくてもいいということになれば、2本よりも安くつく。いずれにしても、100万円、200万円という話ではなくて、それなりの、地下道にしても、横断歩道橋にしてもかかるものだろうというふうには思うわけです。

それで、この事業ですね、今現在、もちろん豊田市のほうの花園八橋線ですので、豊田地内の花

園の旧部落のところ、吉原にかけて、連帯して住宅が続いているわけですが、それを避けるようにして道路がつくられると。デンソーの里工場、それからトヨタ車体の工場、あの大きい道路がありますけれども、いずれにしても、あれにすりつける計画で、この道路が進んでいるというふうに思いますけれども、それでよろしいですか。

○都市計画課長

佐藤委員のおっしゃるとおり、今、豊田地区で進めております花園のほうの区画整理、この街路は区画整理ではなく、街路事業として進めている事業でございますが、そういった形で、旧部落を避けた形で北進して上がっていくという路線でございます。

○稲垣委員長

ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後12時57分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長

先ほどの受益者分担金の算定の根拠について、簡単に御説明させていただきたいかと思えます。

既設の水道施設を利用することに伴う費用と、新規利用者の増加に伴う水道施設の整備費及び維持更新等の必要な経費を対象経費としております。

それで、昭和51年以前は、現行分担金は分岐口径に関係なく一律徴収としておりまして、1万8,000円でございます。昭和51年以降、限りある水資源の節約の観点から、個々の利用者についても給水管の口径に応じた負担が妥当であるという考え方にのっとり、口径別に賦課を変えておるということでございます。

以上です。

○都市計画課長

先ほどの久田議員からのいたずらに関する件でございます。

トイレへのいたずら件数でございますが、全体49件のうち、トイレへのいたずらは28件ござい

ます。

以上です。

○佐藤委員

確認だけさせていただきます。

歩道橋、地下道、歩道ですね、これは。あくまでも明治用水を利用される通行者のための施設をつくるということですか。

○都市計画課長

佐藤委員のおっしゃるとおり、歩行者の優先のための歩道橋ないし地下道でございます。

○佐藤委員

金額はちょっとわからないということでしたけれども、おおむねどれぐらいなのかということですが、一般的にあちらこちらに設置をされているわけでありまして、それは休憩時間中に調べてもらえましたでしょうか。

○都市計画課長

実際ちょっと調べてはみたんですけど、なかなか出てこなかったものですから、担当の者及び土木課の職員の者とか、そういった者に聞いただけの話で申しわけございませんけれども、歩道橋に関しては、6,000万円ぐらいは最低でもかかるのではないかというふうに聞いております。

○佐藤委員

6,000万円、これが正確な数字ではないにしても、およそ、その前後かかると、地下道だともっとかかるということになるかというふうに思いますけれども。

それで、あの道路が計画されて、近年、これが施工に向けて準備をされてきたわけですが、交通量として、新たな道路をつくれれば、利用される方も多いかもしれませんが、明治用水の緑道に関していうと、そう人がどんどん散歩しているという状況ではございません。1時間に何人通るかなというような程度のものであります。たとえそれが1人であったとしても、安全確保を図るという点では、それはつくるという観点からすれば必要なことかもしれませんが、この道路そのものの目的は、どういう目的でつくられるのかなど。

最近は、確かに都市計画決定をされて、都市計画道路として計画を大分以前にされたかもしれませんが、今日時点でそうした道路をどんどん整備していくことがふさわしいかどうかということは、立ちどまって検証はされたことはなかったですかね、これは。例えば今、八橋里線ができて、里線までなら安城のところまでずっと行くわけだから、それをちょっと迂回すれば、豊田方面に行けるわけですよ。それをあえて、そうした道路を知立区間をつくり、橋をかけ、橋をつくるにしても、半分知立市が負担するんですよ。その費用も、ここの中の総費用の中には入っていると思いますけれども、立ちどまってこれは検討はなかったんですか、どんどん進めるということになっていますけれども。

○都市計画課長

この花園八橋線でございますが、八橋地区、地域の道路といたしまして、幹線道路といたしまして、現在、三河八橋駅に抜ける道がございます。ただし、豊田の花園の区画整理において、三河八橋に今抜けている道路が通り抜けができなくなるということから、今回の花園八橋線がそれにかわる代替の道路というふうに考えております。

○佐藤委員

よくその辺の関係はわかりませんが、いづれにしても代替の、花園の中を区画整理をやられて、今通られている道路が通れなくなるということですけども、ちょっと私、それ以上のことは聞いた範囲しかわかりませんが。一般的に考えると、こういう御時世になって、見直すべきところは見直すことが必要じゃないかと。新たにまた費用負担がここに来て発生するというようなことを考えると、どうなんだろうかなということをお自身は思うわけです。

それで、そうした点では、確かに都市計画課長の言われるような事態が発生するのかもしれませんが、そういうことを含めて、そうしたことが検討されなかったんですか。例えば、八橋里線がずっとつながっていけば、それで大体迂回ができる。今の旧国道を通らなくてもいいという

環境になって、その部分においては利便性が向上するわけなので、あえてそのところを通らなければだめだというふうには、私はならないような気がしますけどね。そんな検討は大体、だから必要なんだということだけの話で、検討はなされなかったんですか。

○都市計画課長

この都市計画決定、平成14年度に行われておるわけでございますが、当時、八橋里線と同時期で決定させていただいております。この八橋里線も将来的には、駒場牛田線に接続されるような道路計画でございます。そういった意味では、道路ネットワークを考慮した形の中で、この花園八橋線、これは豊田市と安城市を結ぶ幹線道路、また八橋地区の地区住民の方にとっても利便性の高い道路という位置づけのもとで、都市計画決定されたというふうに認識しております。

○佐藤委員

当時はそういうことでありましたけれども、これから愛知県はともかくとして、人口が縮小していく時代に、一時的にその部分で利便性が高まるということはあるにしても、長期的に見たら、そうした道路も人口が減少していくということを考えると、本当に将来的に、一時的な需要はそこで発生するかもしれないですけれども、いいのかということをやっぱり見る必要もあるのではないかと。やがて牛田駒場線につなぐと言うけれども、八橋の道路の中で牛田駒場線については、30年たっても見通しが立たんという議論をしてきているわけですよ。30年たったら、人口はどうなっていくかということを見たときに、そういうことも検討に入れないかんのじゃないですか。30年で本当にできるかどうかはわからないわけですよ。だから、議会の中からは、牛田駒場線、確かに大流のところまで、それで大流から先をこの前やって、衣豊線に接続しましたけれども、その先のところは、先から牛田駒場線のところは全然見通しが立たん、30年なのか、40年なのかかわらんという話の中でこの道路も位置づけられておるわけだけでも、そのぐらい先のスパンの話になると、そうい

うことも考慮に入れて見直しをするというのが、一般的な考え方やそういうことがあっても、私はいいのではないかなというふうに思います。その辺は、今は確かに必要だという認識かもしれんけれども、将来人口を見たときに、知立市はがっとは下がらないにしても、だけど全国的にはあと50年たって、2100年ぐらいには人口が8,000万人とか言われてるわけですよ。半減も近いような中で、日本が移民政策とれば別だよ。移民政策をとって、外国人をどんどん労働力として入れれば、人口や労働力維持は図れるかもしれんけれども、今の少子化の現状の中では、そうしたスパンで見ると、人口がどんどん減っていくというときに、そうしたインフラ整備をして、人口が減って、税収が減ったもとの、そういうものを、公共下水道にしても、そうした大型道路にしても、維持をしていかないかんとすることを考えたときに、近視眼的に見るのではなくて、そういう視点で検討することも私は必要かなというふうに思いますけれども。

都市整備部長ね、私はそう考えるわけですがけれども、皆さんは進める側だから、これはやらないかんとということですがけれども、そんなことを考えませんか。20年か30年の間、それをいいものだといいことで利用することがあっても、将来的に見るとどうなのかなと。私はそんなことも考えるんですけど、どうでしょう。

○都市整備部長

今、都市計画道路の将来的な必要性というところの御指摘を伺ったわけですがけれども、まず都市計画に位置づけております幹線道路でございますが、いわゆる車の交通、そういった機能、もちろんこれは幹線としての車の円滑に流すという、そういう役割はあるわけですが、やっぱり都市の骨格をやはり形成する軸でございます。

また、ライフライン等、また防災上の観点からも、やはり一定の地域の中には、都市計画的に見れば、幹線道路の配置というのがそのまちづくりの中、そこで暮らす皆さんにとって必要な施設であるという位置づけでございます。

一般的には、おおむね1平方キロメートル、1キロ四方の中に、その外郭に4キロメートルややはり道路がなければいけない、幹線道路がなければいけないという、そんなことも言われております。特に1号線から北の地域につきましては、それが多分、半分ぐらい、いわゆる4キロメートルの半分、2キロメートルに達するか達しないかの今、計画時点もそういうことでございますし、整備はもっと低い状況になっています。という中で、やはり1号線から北側の地域について、今現状、不足している幹線道路の整備というのは、やはりこれは進めていかなきゃならないと。

御指摘のとおり、計画がされていて、なかなか事業が進んでいないという、そういった部分を私も危惧はしておりますが、やはりこれは全体計画があつて、初めて道路全体のネットが生きておるわけでございますので、そういう中で、やはりそのときの財政状況、地域の状況、そういったところの中で事業化を図っていくということでございまして、今回、八橋里線、花園八橋線、こういった部分の幹線道路について、区画整理事業や、また豊田市、安城市との連携という中で事業化をさせていただいておりますけれども、今後についても、やはり一番北部地域で欠けている部分については、駒場牛田線、こちらの道路が一番軸になってまいりますので、こういったところに本来は視点を置いて、進めていかなきゃいけないわけですが、ただ、全体のやはり道路整備の中で、順番という中で整備を今させていただいておりますので、道路の必要性という部分を考えますと、私どもとしては推進をしていきたいと。

また、1点、将来的、50年先、100年先の視点という今、御指摘もございますが、道路自体の機能が変わっていくということもございませんので、より住環境の、すぐれた環境を今はつくっていくことが私は大切じゃないのかなと思っております。

○佐藤委員

都市整備部長の考え方はそういうことだろうというふうに思いますけれども、私はさっき言ったよ

うな点だと。

そこで、もう一つお聞きしたいんですけども、これは16メートルから20メートルというようなことで計画をされていますけど、およそのところ、どんな道路形状になっていくのか。3メートルの歩道を左右にとって、2車線というような道路かなというようなことも思いますが、その辺はどんな道路形状になるんですか。

○都市計画課長

道路形態でございますが、佐藤委員のおっしゃるとおり、2車線道路で、両側の歩道という形の形態でございます。

○佐藤委員

それで、これが平成25年度から平成29年度ということですけども、今回、そうした形で測量の委託料だとか、それぞれ出て、執行されたものもありますけれども、これはどんなスケジュールの中で、どんな段階を踏んで道路が築造されていくのか。年度ごとの計画はもう既にあると思えますけれども、その辺はどうなっていますか。

○都市計画課長

今後の予定でございますが、佐藤委員のおっしゃるとおり、現在、この花園八橋線の事業期間、平成25年から平成29年というふうになっております。これは、社会資本の整備計画の作成上、平成25年から平成29年という中で事業を進めるという形で、5カ年という形で上げさせていただいております。しかし、今後、5年間で5億円という形で考えますと、年間1億という予算が必要になるということから、なかなか財政的にも厳しい状況下でございます。そういった意味では、工事をある程度、今の資本の平成29年度までにやれる区間と、それ以降の区間で若干段階的に整備を進める必要があるのではないかというふうに判断しております。まだこれは正式ではございません。今、私どもの案として考えているのは、平成33年ごろまでを目途に完了したいというふうに考えております。

○佐藤委員

そうすると、3年間延伸はできないかと。財政

的な負担も、そこでならしていくわけですけども、そんな考えだと。これについては、社会資本整備交付金という事業の中で国費をいただき、また地方債が認められてやられる事業だというふうに思いますが、これが平成29年ということですけど、さらにこれは3年間延伸すると、それも対象で、十分財源的な保障がされて進んでいくのでしょうか。

○都市計画課長

今の社会資本、平成25年から平成29年まで、これは平成29年度で一応、社会資本の八橋整備周辺地区の整備計画は終了いたします。ですから、新たにまた整備計画を作成した中で、社会資本の交付金を受けて進めていくという考えでございます。

○佐藤委員

そのときの交付割合がどうなっていくか、これは現状のままで交付率が変わらないのか、国の動向によっては変わる可能性もなきにしもあらずだと。そういう点で、現状のままならいいですけども、減らされるということになれば、市の負担はふえるという形になりますよね。さらに、歩道橋が6,000万円でプラスになって、およそ5億2,000万円ということを行っていますけれども、6億円に近いところになってしまうのではないかとことも懸念されますけども、その辺の見通しは、見通しといても、国の交付率が変われば負担がふえるわけなので、市の持ち出しが。そんなことも考えられると思えますけれども、いかがですか。

○都市計画課長

社会資本整備総合交付金に関しましては、佐藤委員のおっしゃるとおり、何年継続されるかわからない形で、将来的には、一括交付金という話も一時は出ておりました。ただし、道路改良という形で進めさせていただくわけでございますけども、そういった道路改良に関しましては、旧の特会事業、道路特会というような流れの中からも補助金がもらえあるような補助制度にはなっているとしますので、補助金の確保については、私は大丈夫かというふうに考えております。

○佐藤委員

わかりました、これについてはね。

ただ、私は、さっき言ったような点で、本当に今現在、道路ネットワークということで見れば、ないよりはいいわけですけども、本当に今の時点で必要なということを見ると、甚だ疑問だということだけは述べておきたいというふうに思います。

それから、次に、45ページですけども、ここの中の都市開発費の区画整理本工事費が2,500万円余減額をされています。これ、若干の説明がありましたけれども、これについて御説明ください。

○都市開発課長

この補正額、金額が2,500万円余の中身でございますが、三つの工事をカウントしております。

一つが、つけかえ排水路築造工事でございます。これは改善でございます。その内容でございますが、工事を進めていくに当たりまして、現道を廃止いたします。その現道についている側溝を引き回す必要がございますので、つけかえ排水路を築造する予定でございましたが、新たな計画道路をつくる時期と重なりまして、架設の排水路をつくる必要がなくなりましたので減額するものです。これが1,330万円でございます。

次、架設のつけかえ側道築造工事、これも改善でございます。内容でございますが、駅前への換地に移る方がいらっしゃいます。しかしながら、移転することには同意しておりますが、移転先でどういった建築計画をつくるかということが非常に難しい問題でして、現在、権利者の方が試行錯誤していらっしゃいます。ということで、本年度の契約ができなくなりました。したがって、その換地先に移った際には、南北線に接する宝町線ですけども、南北線全体ができておりませんので、移設した際には、仮の道路が必要になるということでございます。この金額175万円を減額いたします。

もう一つが整地工事でございます。これにつきましては、移転をお願いしておりましたけれども、不調に終わりましたので、その方が移転できない

ということで、底地の整地ができないことになりました。これが1,000万円、合計2,505万円を削減するものでございます。

○佐藤委員

それぞれわかりましたけれども、たしか説明では、本来の計画でいくと、3軒ですかね、換地先に移る予定だったんだけれども、仮換地のね、それが今言ったようなことで、移設できないという、それに伴ってそれぞれつけかえの仮の排水路だとか、仮の道路だとか、それが要らなくなったよという話で、これは将来、例えばこの話が進んでいけば、3軒の方が移られないということですか。どうなんでしょうか。

○都市開発課長

最初に申し上げました、つけかえ排水路の築造工事、これは移転の話とは別でございます。

架設のつけかえ側道と整地工事が物件移転に関連するものでございます。

つけかえ側道については、駅前の方が1軒、整地工事については2軒の方の影響でございます。

○佐藤委員

あわせて3軒ですけども、1軒の方が、例えば移設ができないために、あとの2軒の方についてもできないと、こういう関係にあるのかどうか、その辺はどうですか。

○都市開発課長

駅前の方は単独でございまして、ほかに影響はございません。

残る2軒、それぞれの方ですが、それぞれの箇所移転先に影響はありません。その方が動かないことで、底地に換地を受ける方に影響はありません。

○佐藤委員

ということは、1軒の方が、駅前のほうに移る方が、今、仮換地指定を受けているものの、移設ができないよと。したがって、その方の底地が2軒の方の仮換地指定されているところだよということで、1軒の方が移らないために、2軒の方は移ることができないと、そういう関係ですかね。もう一遍確認します。

○都市開発課長

確かに駅前の2軒の方は、その方が移転されないと、底地を使う方、別の方ですけれども、その方たちは移転ができないということでございます。

○佐藤委員

それで、その方が仮換地指定を受けて駅前に移っていくわけですが、なぜ移転すること自体には、その方は反対していないと先ほども言われましたけれども、この時点でなぜこの方は移ることができないということになってるのでしょうか。

○都市開発課長

最初の南北線に接する方ですけれども、先ほども申し上げましたが、移転先にどういった建物を建てるかということで非常に今計画中でございます。それがまとまらないと、契約に合意していただけないということでございます。ただ、交渉は続けておまして、感触はいいものであります。

○佐藤委員

どういうものを建てるかということも一つ聞いていますけれども、私が、正確かどうかはわかりませんが、今だと移転する方が新しい建物を仮換地されたところに建てますよということになりますけれども、そうすると、おのずと今住んでいるところを、あと2軒の方の底地になっているわけだから、この方の家を壊さないかと。そうすると、新しい家ができるまでに、仮に住む住まいが必要になるわけですよね。今、宝町荘とかありますけれども、この方は、都市整備部長が言われたように、どういう家を建てるかという問題もあろうかというふうに思いますけれども、新しい家ができるまで住むところの問題がちょっと市と折り合いがつかないというようなことも聞いていますけれども、そうじゃないですか。それはどういう中身でしょうか。

○都市開発課長

先ほど3軒の方がといたお話をしました。2軒の方は、おっしゃるように、まず駅前の1軒につきましては、換地先はもう既に確保はできています。その方は、仮住居は問題ありません。残る2軒の方は、仮住居に住んでいただければすんな

りいくわけですけれども、やはり自分がどかないと、自分の土地も使えないということがありますので、その辺が今、交渉中ということです。仮住居が必要になりますが、それを受け入れていただけるかどうかということを、今、交渉しております。

○佐藤委員

仮住居の問題で、例えば今、仮の住居とって、宝町荘というのがありますよね、平家の二棟の長屋があります。そのほかにも、区画整理に伴って、この仮の住居のほかにマンションだとか、別の借家だとか、そういう御希望をされる方たちへの手当はなされていますか。

○都市開発課長

そうです。宝町荘以外に市中の賃貸物件を借りております。合計6戸を使っております。

○佐藤委員

そうすると、この方も新しくどういう住宅を建てるかということとはともかくとして、今のこの方の仮住居は、どんなものを希望されているんですか。

○都市開発課長

私どもが用意しておりますのは、主に3DKのものがございまして、1人の方は5人家族です。3DKでは不足する、御希望は一軒家ということですが、地域も指定されていますので、なかなか難しいものがあります。今、その点で交渉しているところでございます。

○佐藤委員

いずれにしても、そここのところの合意がどうなっていくかわかりませんが、一般的な小さい子供がおって、4人家族だとか、3DKぐらいで十分かもしれませんけれども、この方の場合には5人家族で、それなりに大きな成人した家族ばかりであると。家族構成によりまして、プライバシーやその他も含めて、3DKでは十分じゃないというようなことに話になっているわけですが、市としては、あくまでも3DKと。私は、どちらがいいかということは別ですけど、話の中で3DKで合意すれば、それでいいわけですが

れども、この方が移転をしないと、早く移転をしたいというあとの2軒の方がなかなか気をもんでも、おられるというのも実態だと聞いていますけれども、その辺で市はどんな見通しで、話を落ちつけて、来年度、そうした流れで話の中で工事が施工されていくのかどうか、その辺はどうですか。

○都市開発課長

私どもの提案としましては、仮住居を2戸お貸ししていいということも話しておりますし、今は御希望どおり戸建てのものを探して提案をしたいと思っております。

○佐藤委員

そうすると、戸建てのものも、今まではなかなか戸建てということはなかったかもしれませんが、戸建てならば、その方の希望の意に沿うような方向で決着すると、こういうことでよろしいですか。

○都市開発課長

おっしゃっていますのは、仮住居だけのことでございませぬので、一つのきっかけにはなるかもしれませんが。

○佐藤委員

あとの2軒の方たちも大変気をもんでいる話なので、円満に話が進むような、そんな中身でお願いしたいなというふうに思います。

それと、もう一つ、積立金が土地売却収入ということで、2,984万9,000円と、これを積み立てていくわけですが、この辺の関係をちょっとだけお知らせください。

○都市開発課長

今回、売り払いました物件でございますが、宝1丁目17番2というところでございます。皆様、御承知かもしれませんが、黄色い建物で、カボチャというお好み焼屋なんです、その南側の土地でございます。

面積が230.5平方メートル、8月22日に契約をさせていただきました。

売りました方ですが、区画整理内で連立の仮側道にかかる方に関連する方でございます。

○佐藤委員

前もこういう議論はありましたが、結局そういう形で、現金預金で持っている部分と、それから土地で持っている部分、区画整理が、連立が完了しないと処分できない土地もあるということですが、今は処分できる土地は当初どれぐらいあって、今日はどれぐらいのものになってるのか、その辺はどうでしょうか。

○都市開発課長

後日、すぐに売れる土地がございまして、1軒建ちましたので、残り4軒でございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

○高木委員

一つ質問させていただきます。

47ページ、改良住宅管理費なんですけれども、これは、お聞きしましたところ、国のほうの予算で面整備が昭和60年時分に行われて、市のほうが今こうやって修繕料を支払ってみえるということをお聞きしました。これは何軒分でしたでしょうか。

○建築課長

これは、私の記憶では、昭和60年から昭和62年の3年間で、30戸の改良住宅を建設いたしました。

○高木委員

当時からしまして、だんだんと耐震とかということがいろいろ言われているんですけど、今は、この住宅に関しては、そういう心配はありませんでしょうか。

○建築課長

改良住宅のほうの構造は、簡易耐火構造ということで、プレキャストコンクリート造、俗にいいますPC造ということで、プレキャストのパネルを組み立てたものということで、鉄筋コンクリート並みの耐用年数はあるということで、知立市のほうでやっている保全計画の中でも80年耐用ということで計画はしております。公営住宅法でいいますと、45年の耐用年数ということであります。

○高木委員

現在は、今回は修繕料というふうになっておりますけれども、老朽化というか、今、80年です

というお話だったんですけども、しかし45年で見直さなければならぬということで解釈してよろしいのでしょうか。

○建築課長

ある程度の劣化はありますので、そのときに、これからさらにもつのかどうかということの検証は必要だと思いますが、どこの市も聞きますと、そういう保全計画の中では、60年とか、80年とか、そういうことでやっているということですので、かなり強いということは思っております。

○高木委員

今後ですけれども、この改良住宅に関しましては、まだこれからというか、もう少し大きな事業というか、金額になってきますと、国のほうからの補助というのは現在もあるのでしょうか。

○建築課長

現在、もう改良住宅はでき上がって、当時の事業の方が住んでいるということですので、今は、改良住宅に関しては維持をしておるだけでございますので、補助をもらえるというものの正確ではございません。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第65号について、挙手により採決いたします。

議案第65号は、原案のとおり可決することに賛

成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第65号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第67号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

ちょっとお聞かせを、95ページを見ていただきたいんですけども、ここに企業会計移行事務委託料という形で1,050万円、これが当初も同じ額で、皆減かというふうに思いますけれども、この辺はどういうことでしょうか。

○下水道課長

今の御質問でございますが、企業会計移行事務については、平成24年、平成25年度と当初予算に試算の調査、評価委託業務を計上してまいりました。しかしながら、法改正に関する国の動向が、確認したところ、いまだにまだちょっと不透明な部分がありましたので、今回も減額をさせていただくというものでございます。

○佐藤委員

前も少し議論がありましたけれども、下水道の公営企業への移行という点の前提条件はどういう中身でしたかね。これは、それぞれ公営企業に移行することが可能とする法律かな。全部のところを対象ではないということで、知立市は、70%ぐらいになったらやろうかというようなことも言われてましたけれども、そういうことでよろしいですか。

それで、国のほうは、この点での動向が不明確と。どうなってくか、結局わからんよという話ですよね、これは。そんな中で、予算をつけたけども、執行しなかったと、こういうことですね。

○下水道課長

そうですね。今、佐藤委員のおっしゃられるように、まだ現在、国のほうの動向が不透明でありますので、今回も減額ということでございます。

○佐藤委員

そういうことで、公営企業法に移ることが必ずしも加入者にとっていいかどうかというのは言えないというふうに私は思いますけれども。

もう一つだけお知らせください。

下水道建設費のところ、公共下水道の築造工事費が増となり、水道管移設補償金が当初7,300万円だったものが、これが3,400万円という形で、大幅にふえていると。当然、下水道布設をすれば、水道管とパッチングするようなところは、その補償をしていかないかんということがありますが、当初見込んだよりも工事が進んだために、そういう補償がふえたのか、工事は従来どおりだけれども、実態として水道管がより多く張りめぐらされてなったのか、その辺だけ。

○下水道課長

今の御質問でございます。

水道移設補償金については、当初予算のほうで、昨年並みの予算を計上しておりました。

今のおっしゃる理由でございますけれども、長篠地区におきまして、一部、水道工事の実施設計を詳細に実施しましたところ、路線延長に対する市町延長というものをちょっと私どもが見込み違いをしておきまして、その分がちょっと変更になったことと、それから昨年と比べまして、雨水整備のほうがちよっと昨年よりも減りまして、汚水の面整備のほうかふえたということで、その2点で変更が生じたということで、そういった内容でございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第67号について、挙手により採決いたします。

議案第67号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第67号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第71号 平成25年度知立市水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第71号について、挙手により採決いたします。

議案第71号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、議案第71号 平成25年度知立市水道事業会計補正予算(第1号)の

件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時44分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第46号 都市再生機構は継続家賃値上げを中止し、居住者の居住の安定第一の公共住宅政策の確立を求める意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などありましたら、発言をお願いいたします。

○田中新委員

それでは、陳情第46号につきまして、採択の立場で意見を述べさせていただきます。

現在、都市再生機構が保有しております全国の賃貸住宅のストックは、都市圏、近畿圏、中部圏で76万戸を有し、当市では、昭和41年以降、知立団地において1,950戸の賃貸居住住宅を保有しております。

建設当時におきましては、駅より遠隔地ではありましたが、交通手段の整備により、時代を先取りする羨望の団地でありました。

入所以降、50年の経過推移により、現在の居住者は高齢者の夫婦、高齢者のひとり暮らし、外国人世帯の増加など、建設当時のイメージとさま変わりしているのが現状でございます。

現在の知立団地居住者の構成比率は、65歳以上の高齢者が40%弱、外国人比率が60%弱と推移し、入居者当初の構成比率とは格段の差を呈しております。

住宅セーフティネット法で定められた公的賃貸住宅の観点からすれば、居住者の居住に対する安定の確保、公共住宅を持続させることは必要不可欠であると思慮いたします。同様に、低所得者、高齢者の住宅問題は、社会保障問題と同様に取り組む必要があると思います。

よって、陳情の趣旨であります居住者の居住の

安定を求める陳情に関し、採択をお願いいたします。

以上です。

○明石委員

陳情第46号について、意見を述べさせていただきます。

独立行政法人都市再生機構、いわゆるURの賃貸住宅は、住宅セーフティネット法で公的賃貸住宅に位置づけられています。このことを前提にしますと、少子高齢化の進展に対応した住宅セーフティネットを構築すべきで、居住者の安全に十分配慮した上で、管理費などの徹底した経費削減や適正な家賃設定、団地の再編促進に取り組み、賃貸住宅事業の収益を向上させ、URが抱える有利子負債の解消などを進めるべきで、本陳情に同感です。

よって、採択をお願いします。

○久田委員

陳情第46号は、同様の趣旨の陳情者が過去に出されており、採択されておるところであります。

朝の陳情者の陳情陳述も理解できるし、家賃値上げというものは住みにくくなるということから、この陳情は採択をお願いします。

○佐藤委員

この陳情を採択してほしいわけですが、当市には知立団地がございますけれども、その多くが高齢者と外国人ということでもあります。その特徴は、低所得を特徴としているわけですね。

そんな中で、今日、家賃を上げていくということになりますと、とりわけ外国人が多いと、不安定雇用の中でそうした実態を顧みず、値上げをどんどん進めていくという点については、問題があるなというふうに私は思っております。

それと同時に、URの住宅政策の中で、いわゆる知立団地みたいな団地ではなくて、都心の中に高層の住宅をいっぱいつくっております。しかしながら、この高層住宅は近傍の、いわゆる民間のマンション等と同様の家賃設定、そんなことから空き家が大変目立って、この部門がUR自体に赤字の最たる状況をつくり出しているのがここです。

しかしながら、知立団地等を含めた住宅については、黒字部門になっているのが実態であります。これは、周知の事実であります。

先ほどさまざまな観点から採択の意見が述べられましたけれども、今現在、URの財政的基盤を支えているのは、知立団地等を含めた従前の住宅であります。ですから、そうした点を見ずして、これを不採択にして、家賃を上げることを含めて再構築すべきだという論は、ちょっと現実とは離れてるのではないかと私は思います。

何よりも、本市には1,950世帯、6,000人近い方たちがここに住居を構えている。そうした知立市民の立場から見れば、連帯をし、そうした者に家賃値上げを図るようなことをどんどん進めるといふことはどうなのかというふうに思います。

したがって、陳情者が述べているような来年の値上げを中止することや公家賃を改めて、空き家解消をして収益率を上げること、そういうことでもって収益性を高めて、家賃値上げをしないようなこと、赤字体質を解消すること、そういうことも必要ではないかと。そもそも住宅公団と言われ、国の関与が強かった国の住宅政策のもとでつくられてきた住宅であります。しかしながら、そうした民営化の中で、圧力の中で、現在の二転、三転して、今URの都市再生機構に今なっているという国の住宅政策そのものが今日の問題を引き起こしているという点であります。

そのような点を含めて、私は、居住されている人々、とりわけ知立団地に住んでいる人々の生活の安定のために、これは採択するものと思います。

以上でございます。

○稲垣委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

議案第46号について、採択することに賛成の委

員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって、陳情第46号 都市再生機構は継続家賃値上げを中止し、居住者の居住の安定第一の公共住宅政策の確立を求める意見書提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の案文について御協議願います。

陳情第46号 都市再生機構は継続家賃値上げを中止し、居住者の居住の安定第一の公共住宅政策の確立を求める意見書提出を求める陳情書の原書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

御異議ないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

御異議ないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長、副議長を除く賛成委員とし、最終日に議員提出議案として上程します。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で建設水道委員会を閉会します。御苦勞さまでございました。

午後1時53分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証する
ためにここに署名する。

平成26年 3月31日

知立市議会建設水道委員会

委員長 稲垣 達雄